



県章

# 滋賀県公報

令和3年(2021年)  
3月31日  
号外(1)  
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 規 則

- ※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 1
- ※滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 6
- ※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 6
- ※滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 7
- ※滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 8
- ※滋賀県職員委員会規程の一部を改正する規則(人事課) ..... 8

### ○ 訓 令

- ※滋賀県副知事の担当事務に関する規程の一部改正(人事課) ..... 9
- ※滋賀県事務決裁規程の一部改正(人事課) ..... 9

### ○ 告 示

- ※公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職員の職のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い職の指定の一部改正(人事課) ..... 9

## 規 則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第35号

### 滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則(昭和51年滋賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表知事公室の款防災危機管理局の項中「管理・情報係、消防・保安係、防災航空係」を削り、同表総合企画部の款企画調整課の項中「企画第二係」の右に「、企画第三係」を加え、同款エネルギー政策課の項を次のように改める。

CO <sub>2</sub> ネットゼロ 推進課	計画調整係、事業推進係
------------------------------	-------------

第4条第1項の表総合企画部の款情報政策課の項中「地域情報化係、情報基盤係」を「情報基盤係、県庁デジタル化推進係」に改め、同表総務部の款市町振興課の項中「行政係、選挙係」を「行政選挙係」に改め、「、理財係」を削り、同款事業課の項中「計画管理係」を「管理係、マーケティング係」に改め、同表文化スポーツ部の款文化財保護課の項中「建造物係」を「建造物第一係、建造物第二係」に改め、同款国スポ・障スポ大会課の項中「、主会場整備係」を削り、同項の次に次のように加える。

競技力向上対策課	
----------	--

第4条第1項の表琵琶湖環境部の款琵琶湖保全再生課の項中「計画推進係、」を削り、同款温暖化対策課の項を削り、同表健康医療福祉部の款医療政策課の項の次に次のように加える。

感染症対策課	管理係、感染情報企画係、調査・検査係、医療調整係
--------	--------------------------

第4条第1項の表商工観光労働部の款労働雇用政策課の項中「就業・人材確保支援係」を「多様な働き方推進係、雇用確保・就労支援係」に改め、同表土木交通部の款交通戦略課の項中「交通企画係、交通プロジェクト係」を「管理係、交通企画係、広域鉄道ネットワーク係」に改め、同条第2項の表防災危機管理局の款を次のように改める。

防災危機管理局	危機管理室	
---------	-------	--

	防災対策室	防災対策係、消防・保安係、防災航空係
	原子力防災室	

第4条第2項の表情報政策課の款ICT企画室の項中「ICT企画室」を「地域デジタル化連携推進室」に改め、同款の次に次のように加える。

文化芸術振興課	美の魅力発信推進室
---------	-----------

第4条第2項の表文化財保護課の款文化財活用推進室の項中「文化財活用推進室」を「文化財活用推進・新文化館開設準備室」に改め、同表スポーツ課の款競技力向上対策室の項を削り、同表子ども・青少年局の款家庭支援推進室の項中「虐待防止プロジェクト係」を「虐待・非行防止対策係」に改め、同表観光振興局の款観光企画室の項を次のように改める。

観光企画室	企画・管理係、ニューツーリズム推進係
-------	--------------------

第6条の表知事公室の部防災危機管理局の款を次のように改める。

防災危機管理局	危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危機管理の総合的な企画および調整に関すること。</li> <li>(2) 業務継続計画に関すること。</li> <li>(3) 防災情報に関すること。</li> <li>(4) 危機管理センターの運営の総合的な企画および調整ならびに施設の管理に関すること。</li> <li>(5) 局内の庶務（総務事務・厚生課の所掌に属するものを除く。以下この表において同じ。）に関すること。</li> </ol>
	防災対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策の総合調整に関すること。</li> <li>(2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の総合調整に関すること。</li> <li>(3) 地域防災計画（原子力災害に関するものを除く。）および国民保護計画に関すること。</li> <li>(4) 防災会議および国民保護協議会に関すること。</li> <li>(5) 災害対策本部、国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部に関すること。</li> <li>(6) 消防学校に関すること。</li> <li>(7) 消防に関すること。</li> <li>(8) 滋賀県メディカルコントロール協議会に関すること。</li> <li>(9) 危険物の規制および危険物取扱者に関すること。</li> <li>(10) 電気工事士および電気工業に関すること。</li> <li>(11) 電気用品の取締りに関すること。</li> <li>(12) 火薬類、高圧ガス、猟銃等の取締りに関すること。</li> <li>(13) 防災ヘリコプターの管理運用に関すること。</li> </ol>
	原子力防災室	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力防災対策の総合的な企画および調整に関すること。</li> <li>(2) 地域防災計画（原子力災害に関するものに限る。）に関すること。</li> <li>(3) 原子力防災関係の情報に関すること。</li> <li>(4) 危機管理センターの運営の企画（原子力災害に関するものに限る。）に関すること。</li> </ol>
	防災航空隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災ヘリコプターによる防災のための活動に関すること。</li> </ol>

第6条の表総合企画部の部エネルギー政策課の款を次のように改める。

CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内の庶務に関すること。</li> <li>(2) CO<sub>2</sub>ネットゼロの総合的な企画、立案および調整に関すること。</li> <li>(3) CO<sub>2</sub>ネットゼロの推進に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>(4) しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進本部に関すること。</li> <li>(5) 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に関すること。</li> <li>(6) 節電・省エネルギー対策に関すること。</li> <li>(7) 再生可能エネルギーの導入の推進に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。</li> </ol>
--------------------------	---

第6条の表総合企画部の部情報政策課の款を次のように改める。

<p>情報政策課</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 全庁的な情報システムの運用管理のうち、知事が指定したものに關すること。</li> <li>(2) びわ湖情報ハイウェイ等情報通信ネットワークおよび関連システムの整備および運用管理に關すること。</li> <li>(3) 滋賀県自治体情報セキュリティクラウドの運用管理に關すること。</li> <li>(4) 共通事務端末およびプリンタの整備および運用管理に關すること。</li> <li>(5) 住民基本台帳ネットワークシステムの回線基盤の運用管理に關すること。</li> <li>(6) 電子計算機室の管理に關すること。</li> <li>(7) 職員ICTサポートセンターの運用管理に關すること。</li> <li>(8) ホームページに關すること(運用・保守事務および設計・調達事務のうち、知事が指定するものに限る。)</li> <li>(9) 情報システムの全体最適化に關すること。</li> <li>(10) 情報システム関連予算の事前調整に關すること。</li> <li>(11) 情報システムの構築のうち、知事が指定したものに關すること。</li> <li>(12) 情報システムに係る相談、支援および調整に關すること。</li> <li>(13) ICTに係る人材育成に關すること。</li> <li>(14) ICTの利用促進に關すること。</li> <li>(15) 情報セキュリティ対策の実施に關すること。</li> <li>(16) 行政手続のオンライン化に關すること。</li> </ol>
	<p>地域デジタル化連携推進室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内の庶務に關すること。</li> <li>(2) ICT施策の総合的な企画および調整に關すること。</li> <li>(3) 滋賀県デジタル社会推進本部に關すること。</li> <li>(4) 地域情報化施策の推進に關すること。</li> <li>(5) 市町の情報化施策推進の支援に關すること。</li> <li>(6) ICTに係る関係団体との連絡調整に關すること。</li> <li>(7) 社会保障・税番号制度の推進および総合調整に關すること。</li> <li>(8) 公的個人認証サービスに關すること。</li> </ol>

第6条の表文化スポーツ部の部文化芸術振興課の款に次のように加える。

	<p>美の魅力発信推進室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 美の魅力の発信に關すること。</li> </ol>
--	------------------	--

第6条の表文化スポーツ部の部文化財保護課の款第11号中「鉄砲刀劍類」を「銃砲刀劍類」に改め、同款中「文化財活用推進室」を「文化財活用推進・新文化館開設準備室」に改め、同部スポーツ課の款第1号中「および国スポ・障スポ大会課」を削り、同款に次の1号を加える。

(5) (仮称)彦根総合運動公園整備に係る総合調整および用地補償に關すること。

第6条の表文化スポーツ部の部スポーツ課の款交流推進室の項に次の1号を加える。

(5) マラソン大会の企画に關すること。

第6条の表文化スポーツ部の部スポーツ課の款競技力向上対策室の項を削り、同部国スポ・障スポ大会課の款中第2号を削り、第1号を第2号とし、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 課内の庶務に關すること。

第6条の表文化スポーツ部の部に次のように加える。

<p>競技力向上対策課</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内の庶務に關すること。</li> <li>(2) 競技力の向上に關すること。</li> </ol>
-----------------	--	---

第6条の表琵琶湖環境部の部環境政策課の款第2号中「および温暖化対策課」を削り、同表温暖化対策課の款を削り、同表健康医療福祉部の部医療政策課の款中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を削り、同款の次に次のように加える。

<p>感染症対策課</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内の庶務に關すること。</li> <li>(2) 衛生科学センターに關すること。</li> </ol>
---------------	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 新型コロナウイルス感染症の対策に関すること。</li> <li>(4) 感染症施策に関する総合的な企画、立案および連絡調整に関すること。</li> <li>(5) 結核その他感染症の予防に関すること。</li> <li>(6) 後天性免疫不全症候群の予防に関すること。</li> <li>(7) 新型コロナウイルス感染症の調査および検査の実施に関すること。</li> <li>(8) 新型コロナウイルス感染症の患者の入院・搬送調整に関すること。</li> <li>(9) 病床および宿泊療養施設の調整ならびに自宅療養等に関すること。</li> </ul>
--	--	--

第6条の表健康医療福祉部の部薬務課の款中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、第22号を削り、同表商工観光労働部の部労働雇用政策課の款に次の1号を加える。

(27) 多様な働き方の推進に関すること。

第8条第1項の表南部土木事務所の款道路計画課の項中「道路計画課」を「道路計画第一課」に、「道路整備第一係、道路整備第二係、道路整備第三係」を「道路整備係」に改め、同項の次に次のように加える。

道路計画第二課	幹線道路整備第一係、幹線道路整備第二係
---------	---------------------

第9条の表土木事務所の款道路計画課の項中「道路計画課」の右に「(南部土木事務所にあつては、道路計画第一課および道路計画第二課)」を加え、同項第4号、第5号および第10号中「こと」の右に「(南部土木事務所道路計画第二課を除く。)」を加える。

第11条の表近代美術館の款中「近代美術館」を「美術館」に改め、「学芸課」の右に「教育・コミュニケーション室」を加え、同表総合保健専門学校の款の次に次のように加える。

衛生科学センター	総務係、健康科学情報係、微生物係、理化学係
----------	-----------------------

第11条の表衛生科学センターの款を削り、同表農業技術振興センターの款農業革新支援部の項中「園芸技術支援係」を「スマート農業・園芸技術支援係」に改める。

第12条の表近代美術館の部(総務課の項を除く。)中「近代美術館」を「美術館」に改め、同部総務課の項第2号中「滋賀県立近代美術館協議会」を「滋賀県立美術館協議会」に改め、同項第3号中「学芸課」の右に「および教育・コミュニケーション室」を加え、同部学芸課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

教育・コミュニケーション室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育・交流プログラムの企画および開催に関すること。</li> <li>(2) 美術館の広報に関すること。</li> </ul>
---------------	--

第12条の表看護専門学校の部の次に次のように加える。

衛生科学センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) センターの庶務に関すること。</li> <li>(2) 健康危機管理情報センターに関すること。</li> <li>(3) 諸検査物の受付に関すること。</li> <li>(4) 公衆衛生情報の収集および提供に関すること。</li> <li>(5) 保健衛生統計および人口動態統計に関すること。</li> <li>(6) 調査研究および研修指導の企画調整に関すること。</li> <li>(7) 図書の整理および貸出しに関すること。</li> <li>(8) 保健所調査研究との連携に関すること。</li> <li>(9) 防災行政無線の管理運用に関すること。</li> <li>(10) 細菌および真菌の調査研究に関すること。</li> <li>(11) 原虫および寄生虫の調査研究に関すること。</li> <li>(12) 感染症および食中毒病原体の検査ならびに調査研究に関すること。</li> <li>(13) 食品、医薬品、飲料水等についての病原体汚染の検査および調査研究に関すること。</li> <li>(14) 感染症発生動向調査に関すること。</li> <li>(15) ウイルスおよびリケッチアの調査研究に関すること。</li> <li>(16) 衛生有害動物の調査研究に関すること。</li> </ul>
----------	---

		(17) ウイルス性疾患の調査研究に関する事。 (18) 血清学的調査研究に関する事。 (19) 食品、食品添加物、器具、容器、包装およびおもちゃの調査研究に関する事。 (20) 家庭用品および栄養に関する調査研究に関する事。 (21) 医薬品、化粧品、毒物、劇物等の調査研究に関する事。 (22) 食品等の汚染調査に関する事。 (23) 化学物質の毒性学的検査に関する事。 (24) 住宅環境の調査研究に関する事。 (25) 環境汚染物質(重金属類、化学物質等)による健康障害の疫学的調査研究に関する事。 (26) 飲料水、用水、温泉等の調査研究に関する事。 (27) 生活環境施設に関する調査研究に関する事。 (28) その他公衆衛生についての調査研究に関する事。 (29) 放射能に関する調査研究に関する事。 (30) 食品衛生検査施設の信頼性の確保に関する事。
--	--	---

第12条の表衛生科学センターの部を削る。

別表第4項第1号中「滋賀県立近代美術館」を「滋賀県立美術館」に改め、同表第6項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次のように加える。

(4) 滋賀県衛生科学センター

大津市

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の左欄に掲げる部課またはその他の機関の専門学芸員、副主幹、主任学芸員または主査を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課またはその他の機関の専門学芸員、副主幹、主任学芸員または主査を命ぜられたものとする。

総合企画部エネルギー政策課	総合企画部CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進課
琵琶湖環境部温暖化対策課	
近代美術館	美術館

3 施行日の前日に前項の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

地域防災監	地域防災危機管理監
副地域防災監	副地域防災危機管理監
総務部市町振興課選挙係長	総務部市町振興課行政選挙係長
総務部事業課計画管理係長	総務部事業課管理係長
文化スポーツ部文化財保護課建造物係長	文化スポーツ部文化財保護課建造物第二係長
健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室虐待対策プロジェクト係長	健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室虐待・非行防止対策係長
商工観光労働部労働雇用政策課就業・人材確保支援係長	商工観光労働部労働雇用政策課多様な働き方推進係長
土木交通部交通戦略課交通企画係長	土木交通部交通戦略課管理係長
土木交通部交通戦略課交通プロジェクト係長	土木交通部交通戦略課広域鉄道ネットワーク係長
南部土木事務所道路計画課維持補修係長	南部土木事務所道路計画第一課維持補修係長
南部土木事務所道路計画課計画保全係長	南部土木事務所道路計画第一課計画保全係長
近代美術館学芸課長	美術館学芸課長

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第36号

**滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則**

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(令和2年滋賀県規則第82号)の一部を次のように改正する。

本則中「西嶋栄治」を「江島宏治」に改める。

**付 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第37号

**滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則**

**第1条** 滋賀県事務委任規則(昭和55年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第80号中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に改め、同条第81号中「第18条の16」を「第18条の18」に改め、同条第82号中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同条第82号の2中「第18条の23第1項、第18条の24第1項および第18条の25第1項」を「第18条の28第1項、第18条の29第1項および第18条の30第1項」に改め、同条第82号の3中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同条第82号の4中「第18条の29」を「第18条の34」に改める。

第7条第40号中「同条第4項」を「同条第8項」に改め、同条第41号中「同条第5項」を「同条第7項」に改め、同条第43号の2の次に次の4号を加える。

- (43)の2の2 同法第15条第8項の規定による質問および調査に応ずべきことの命令
- (43)の2の3 同法第15条第10項の規定による書面による通知
- (43)の2の4 同法第15条第11項の規定による書面の交付
- (43)の2の5 同法第15条の3第2項の規定による質問および調査の実施

第7条第45号中「第18条第4項」を「第18条第1項の規定による就業制限の書面による通知および同条第4項」に改め、同条第46号から第48号までの規定中「第26条」の右に「第1項および第2項」を加え、同条第55号の2の3の次に次の2号を加える。

- (55)の2の4 同法第37条第1項の規定による申請の受理および負担の決定
- (55)の2の5 同法第37条の2第1項の規定による申請の受理および負担の決定ならびに同条第3項の規定による協議会の意見の聴取

第7条第55号の3の次に次の1号を加える。

- (55)の3の2 同法第44条の3第1項および第2項ならびに第50条の2第1項および第2項の規定による報告および協力の求め

第7条第60号の21中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同条第60号の29中「許可台」を「許可台帳」に改める。

第16条第112号中「第30条第3項(同法第31条第2項)」を「第35条第3項(同法第36条第2項)」に、「仮使用承認」を「仮使用認定」に、「の承認」を「の認定」に改め、同条第113号中「第30条第3項」を「第35条第3項」に改め、同条第140号を次のように改める。

- (140) 削除

第16条第197号および第198号中「第29条第1項および第31条第1項」を「第34条第1項および第36条第1項」に改め、同条第199号中「第32条」を「第37条」に改め、同条第200号中「第34条および第37条」を「第39条および第42条」に改め、同条第201号および第202号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条第203号中「第38条」を「第43条」に改め、同条第204号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

**第2条** 滋賀県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第7条第60号の10の次に次の4号を加える。

(60)の10の2 同法第6条の2第1項の規定による地域連携薬局の認定の申請の受理

(60)の10の3 同法第6条の2第4項の規定による地域連携薬局の認定の更新に係る申請の受理

(60)の10の4 同法第6条の3第1項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請の受理

(60)の10の5 同法第6条の3第5項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の更新に係る申請の受理

第7条第60号の17中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同条第60号の20中「第4項」を「第6項」に改め、「もの」の右に「ならびに同法第13条の2の2第5項の規定に係るもの」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(60)の20の2 同法第69条第3項の規定による必要な報告の徴収および立入検査(同法第6条の2第3項ならびに第6条の3第3項および第4項の規定に係るものに限る。)

第7条第60号の24の2中「第72条の4第1項および第2項」を「第72条の2の2」に、「および第60号の25」を「から第60号の25まで」に改め、同条中第60号の24の3を第60号の24の4とし、第60号の24の2の次に次の1号を加える。

(60)の24の3 同法第72条の4第1項および第2項の規定による必要な措置命令(配置販売業者等に係るものを除く。)

第7条第60号の25の5中「第1条の4」を「第2条の2」に改め、同条第60号の25の6中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同条第60号の25の7中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同条第60号の25の8中「第1条の7」を「第2条の5」に改め、同条第60号の25の9中「第1条の8」を「第2条の6」に改め、同号の次に次の4号を加える。

(60)の25の10 同令第2条の8第1項の規定による認定証の書換え交付の申請の受理

(60)の25の11 同令第2条の9第1項の規定による認定証の再交付の申請の受理

(60)の25の12 同令第2条の9第3項の規定による認定証の返納の受理

(60)の25の13 同令第2条の10の規定による認定証の返納の受理

第7条第60号の26中「第2条」を「第2条の13」に改め、同条第60号の40の次に次の1号を加える。

(60)の40の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第16条の3第1項および第3項の規定による変更の届出の受理

付 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年7月1日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。
- 2 令和3年7月1日から第2条の規定の施行の日の前日までの間に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第12条第7項の規定に基づき、同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第6条の2第1項または第6条の3第1項の認定の申請が行われた場合における当該申請の受理については、改正後の第7条の規定の例により、保健所長に委任する。

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第38号

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表地域防災監の項中「地域防災監」を「地域防災危機管理監」に改め、同表ICT統括監の項を削り、同表副地域防災監の項中「副地域防災監」を「副地域防災危機管理監」に、「地域防災監を」を「地域防災危機管理監を」に改め、同表地震・危機管理室長の項中「地震・危機管理室長」を「危機管理室長」に、「地震・危機管理室」を「危機管理室」に改め、同項の次に次のように加える。

防 災 対 策 室 長	防災危機管理局	局長の指揮監督を受け、防災対策室の事務を掌理する。
-------------	---------	---------------------------

第3条第1項の表県民情報室長の項の次に次のように加える。

地域デジタル化連携推進室長	情 報 政 策 課	課長の指揮監督を受け、地域デジタル化連携推進室の事務を掌理する。
---------------	-----------	----------------------------------

美の魅力発信推進室長	文化芸術振興課	課長の指揮監督を受け、美の魅力発信推進室の事務を掌理する。
------------	---------	-------------------------------

第3条第1項の表ICT企画室長の項を削り、同表文化財活用推進室長の項を次のように改める。

文化財活用推進・新文化館開設準備室長	文化財保護課	課長の指揮監督を受け、文化財活用推進・新文化館開設準備室の事務を掌理する。
--------------------	--------	---------------------------------------

第3条第1項の表競技力向上対策室長の項を削る。

「リハビリテーションセンター

第5条の表副館長の項中「近代美術館」を「美術館」に改め、同表次長の項中 近江学園 を 衛生科学センター 」

「衛生科学センター

リハビリテーションセンター に改め、同表政策推進課長代理の項の次に次のように加える。

近江学園

教育・コミュニケーション室長	美術館	当該機関の長の指揮監督を受け、教育・コミュニケーション室の事務を掌理する。
----------------	-----	---------------------------------------

第5条の表総括学芸員の項中「近代美術館」を「美術館」に改め、同表信楽窯業技術試験場長の項の次に次のように加える。

審議員	必要と認めるその他の機関	当該機関の事務のうち、当該機関の長が指定する事務を掌理する。
-----	--------------	--------------------------------

第5条の表専門学芸員の項および主任学芸員の項ならびに第6条の表学芸員の項および学芸技師の項中「近代美術館」を「美術館」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第39号

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の標準的な職に関する規則（平成28年滋賀県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中 「東京本部の本部長」を

「東京本部の本部長および琵琶湖博物館の館長」に改め、「ICT統括監」を削り、「近代美術館の館長」を「美術館の館長」に、「地域防災監、地震・危機管理室長」を「地域防災危機管理監、危機管理室長、防災対策室長」に、「文化財活用推進室長」を「地域デジタル化連携推進室長、文化財活用推進・新文化館開設準備室長」に、「リハビリテーションセンター、衛生科学センター」を「衛生科学センター、リハビリテーションセンター」に、「副地域防災監」を「副地域防災危機管理監」に、「ICT企画室長」を「美の魅力発信推進室長」に改め、「競技力向上対策室長」を削り、「健康福祉事務所食肉衛生検査所」を「健康福祉事務所」に改め、「水産試験場の次長」の右に「長浜土木事務所木之本支所の支所次長」を加え、「近代美術館の副館長、近代美術館」を「美術館の副館長、美術館の教育・コミュニケーション推進室長、美術館」に、「近代美術館の課長、消費生活センター、環境事務所、甲賀森林整備事務所、湖北森林整備事務所」を「美術館の課長、美術館の室長補佐、消費生活センター、環境事務所、甲賀森林整備事務所、湖北森林整備事務所、食肉衛生検査所」に改め、「長浜土木事務所木之本支所の支所次長」を削り、「政策推進課長代理、近代美術館」を「政策推進課長代理、美術館」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県職員委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第40号

滋賀県職員委員会規程の一部を改正する規則

滋賀県職員委員会規程（昭和24年滋賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条」を「第9条第3項」に、「基き」を「基づき」に改める。



## 付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 訓

## 令

## 滋賀県訓令第4号

滋賀県副知事の担当事務に関する規程(令和2年滋賀県訓令第43号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条第2号中「副知事西嶋栄治」を「副知事江島宏治」に改め、同号オ中「こと」の右に「(文化芸術振興および文化財保護課に関するものを除く。)」を加え、同条第3号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 文化スポーツ部に関するもの(文化芸術振興および文化財保護課に関するものに限る。)

## 付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 滋賀県訓令第5号

滋賀県事務決裁規程(昭和55年滋賀県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第9条第1項の表地方機関の部近代美術館公文書館の款および次長を置かない地方機関(近代美術館、琵琶湖博物館、平和祈念館およびリハビリテーションセンターを除く。)の款中「近代美術館」を「美術館」に改める。

## 付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 告

## 示

## 滋賀県告示第264号

平成12年滋賀県告示第356号(公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職員の職のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い職の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1第1号中「部長」を「知事公室長」に、「知事公室長」を「防災危機管理監」に改める。

## 付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

